

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
消費者物価統計調査の実施(一九二・調査統計課).....	1
結核予防法による医療機関の指定(一九三・由利本荘保健所).....	3
優良図書等の推奨(一九四・県民文化政策課).....	3
青少年に有害な図書類の指定(一九五・県民文化政策課).....	4
青少年に有害な興行の指定(一九六・県民文化政策課).....	4
県立自然公園の指定の一部改正(一九七、一九九、二〇一・自然保護課).....	5
県立自然公園の区域中特別地域の指定等の一部改正(一九八・自然保護課).....	5
県立自然公園の区域中特別地域等の指定の一部改正(二〇〇・自然保護課).....	5
県立自然公園の区域中特別地域の指定の一部改正(二〇二・自然保護課).....	6
大規模小売店舗の新設に關し聴取した意見の概要(二〇三・商工業振興課).....	6
公の施設における指定管理者の指定(二〇四・商工業振興課).....	6
争議行為の予告(二〇五・労働政策課).....	6
基本測量終了の通知(二〇六・建設管理課).....	7
建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の通知の請求の時期及び方法等(二〇七・建設管理課).....	7
建設業者に対する営業の停止命令(二〇八、二〇九・建設管理課).....	8
屋外広告物の禁止地域の一部改正(二一〇・都市計画課).....	8
河川区域の変更による廃川敷地等(二一一・河川砂防課).....	8
開発行為に關する工事の完了(二一二・由利地域振興局建設部).....	9
都市計画事業の事業計画の変更の認可(二二三、二二四・平鹿地域振興局建設部).....	9
証紙売りさばきの廃止の届出(二二五・会計課).....	9
証紙売りさばき人の指定(二二六・会計課).....	10

県営土地改良事業工事の完了(鹿角地域振興局農林部).....	10
土地改良区の役員の就任の届出(由利地域振興局農林部).....	10
県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部).....	10
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課).....	10
選挙管理委員会告示	
衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書の訂正(二二七).....	11

告 示

秋田県告示第九十二号
 秋田県消費者物価統計調査を次のとおり実施するので、秋田県統計調査条例(昭和二十五年秋田県条例第七号)第二条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 調査の目的
 県民の消費生活上主要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービス料金を基に、物価指数その他物価に關する資料を作成し、消費生活に關する経済施策の基礎資料を提供することを目的とする。
- 二 調査事項
 別表に掲げる品目について一定の銘柄の小売価格又は料金を調査する。
- 三 調査の範囲
 調査市
 (一) 能代市、大館市、由利本荘市、湯沢市、大仙市、鹿角市
 (二) 調査対象者
 調査市に店舗、営業所、事業所等を有する物品小売業者、サービス業者その他の者で調査品目の小売価格又は料金を調査することが適当であると認められるものうちから、知事が選定するもの
- 四 調査の期間
 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- 五 調査の方法
 主として秋田県消費者物価統計調査員の聞き取りにより行う。

品目分類	品	目
------	---	---

食料	うるち米 もち米 食パン あんパン カレーパン ゆでうどん 干しうどん スパゲッティ 即席めん 生中華めん 小麦粉 も ちまぐろ あじ いわし かつお かれい さけ さば さん ま たい ぶり いか たこ えび あさり かき(貝) ほた て貝 塩さけ たらこ しらす干し 干しあじ 丸干しいわし 煮干し ししゃも さつま揚げ ちくわ かまぼこ 塩辛 魚み そ漬 あさりつくだ煮 まぐろ缶詰 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソーセージ ベーコン 牛乳 粉ミルク バター チーズ ヨーグルト 鶏卵 キャベツ ほうれんそう はくさい ねぎ レタス もやし ブロッコリー アスパラガス かんしょ ばれ いしょ さといも だいこん にんじん ごぼう たまねぎ れ んこん ながいも えだまめ さやいんげん かぼちゃ きゅう り なす トマト ピーマン 生しいたけ えのきだけ しめじ あずき 干しいたけ のり わかめ こんぶ ひじき 豆腐 油揚げ 納豆 こんにゃく 梅干し たくあん漬 福神漬 こん ぶつくだ煮 はくさい漬 キムチ スイートコーン缶詰 りんご みかん レモン グレープフルーツ オレンジ いよかん なし ぶどう かき(果物) もも すいか メロン いちご さくら んぼ パナナ キウイフルーツ みかん缶詰 もも缶詰 食用油 マーガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース トマト ケチャップ マヨネーズ ジャム 即席カレー 即席スープ 風 味調味料 液体調味料 ふりかけ 中華合わせ調味料 ようかん まんじゅう だいふく餅 カステラ ケーキ シュークリーム プリン ビスケット あめ 塩せんべい かわらせんべい チョ コレート 落花生 チューインガム アイスクリーム ポテトチ ャップスゼリー 弁当 サンドイッチ おにぎり 冷凍調理ピラ フ すし(弁当) 調理パスタ うなぎかば焼き 野菜サラダ 煮豆 コロツケ 豚カツ からあげ 冷凍調理コロツケ 冷凍調 理ハンバーグ 調理カレー ぎょうざ 混ぜごはんのもと 緑茶 紅茶 緑茶飲料 インスタントコーヒー コーヒー豆 コーヒー 飲料 果実飲料 野菜ジュース コーラ 乳酸菌飲料 スポーツ ドリンク ミネラルウォーター 清酒 焼酎 焼酎ちゅう チューハイ ビール 発泡酒 ウイスキー ぶどう酒 かけうどん 中華そば スパゲッティ(外食) すし(外食) のり巻き 親子どんぶり
----	--

被服及び履物	家具・家事用品	光熱・水道	住居	天どん カレーライス ぎょうざ(外食) ハンバーガー 牛ど ん ハンバーグ えびフライ お子様ランチ ピザパイ(配達) 焼肉 サンドイッチ(外食) コーヒー ドーナツ ビール(外 食) 学校給食費
振袖 袋帯 背広服 男子上着 男子ズボン 男子コート 男子 学生服 婦人スーツ ワンピース スカート 婦人ストラックス 婦人オーパー 婦人フレザー 女子学生服 男児ズボン 女児ス カート 乳児服 ワイシャツ スポーツシャツ 男子セーター 婦人ブラウス 婦人Tシャツ 婦人セーター 子供Tシャツ 子 供セーター 男子シャツ 男子ブリーフ 男子ズボン下 男子パ ジャマ ブラジャー 婦人ショーツ スリッパ 子供シャツ 婦 人服地 男子背広服地 毛糸 野球帽 ネクタイ 男子靴下 パ ンティストッキング 婦人ソックス ベルト マフラー 子供タ イツ 男子靴 婦人靴 運動靴 子供靴 婦人草履 婦人サンダ	自動炊飯器 電子レンジ 電気ポット ガステーブル ガス湯沸 器 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 ミシン 電気アイロ ン ルームエアコン 石油ストーブ 電気こたつ 電気カーペッ ト 整理だんす 洋服だんす 食器戸棚 座卓 食堂セット 目 覚まし時計 蛍光灯器具 カーペット 上敷ござ カーテン ペ ット 洋掛布団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶わん 皿 ガラ スコップ 台所用密閉容器 ワイニンググラス コーヒーわん皿 な べやかん たわし レンジ台 蛍光ランプ タオル ビニール ホース ヘルスメーター 浄水器 ラップ ポリ袋 キッチンペ ーパー ティッシュペーパー トイレットペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤 柔軟仕上げ剤 殺虫剤 防虫剤 芳香剤 家政婦給料 し尿処理手数料 粗大ゴミ処理手数料 モップレンタル料	電気代 都市ガス代 プロパンガス 灯油 水道料 下水道料	家賃 浴槽 温水洗浄便座 給湯機 システムキッチン 板材 錠 塗料 畳表取替費 板ガラス取替費 ふすま張替費 大工手 間代 左官手間代 植木職手間代 塀工事費 水道工事費 ルー ムエアコン取付け料 火災保険料	

<p>保健医療</p> <p>ル 仕立代 洗濯代 靴修理代 被服賃借料</p> <p>感冒薬 鼻炎薬 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬 はり薬 目薬 口中剤 漢方薬 サプリメント 浴用剤 生理用 ナプキン 眼鏡 体温計 紙おむつ コンタクトレンズ 血圧計 コンタクトレンズ用剤 診察料 出産入院費 マッサージ料金 人間ドック受診料</p>	<p>交通・通信</p> <p>鉄道運賃 バス代 タクシー代 航空運賃 軽乗用車 小型乗用 車 普通乗用車 自転車 ガソリン 自動車タイヤ 自動車パ テリー カーナビゲーション 自動車ワックス 自動車整備費 自動車オイル交換料 車庫借料 駐車料金 レンタカー料金 自 動車免許手数料 高速自動車道路料金 自動車保険料 郵便料 通話料 携帯電話通話料 運送料 電話機 携帯電話機</p>	<p>教育</p> <p>P T A 会費 私立中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 私立短期大学授業料 私立専門学校授業料 幼稚園保育料 学習 参考書 教科書 月謝(学習塾) 予備校授業料</p>	<p>教養娯楽</p> <p>テレビ ステレオ ビデオテープレコーダー ミニディスクプレ ーヤー DVDレコーダー カメラ ビデオカメラ ピアノ 電 子オルガン 学習机 パソコンコンピュター パソコンコン ピュター用プリンタ テレビ修理代 ボールペン 鉛筆 マーキ ングペン ノートブック アルバム セロハン粘着テープ 筆入 れ O A用紙 プリント用インク(パソコン用コンピュター用) サッカーボール グローブ ゴルフクラブ テニスラケット 釣 ざお トレーニングパンツ 水着 人形 がん具自動車 組立が ん具 家庭用テレビゲーム機 フィルム コンパクトディスク DVDソフト 切り花 園芸用土 植木鉢 ペットフード ビデ オテープ 乾電池 ミニディスク 記録型DVD 新聞代 少年 誌 趣味教養誌 生活情報誌 パソコン誌 女性誌 週刊誌 辞 書 単行本 宿泊料 外国パック旅行 月謝(学習塾に係るもの を除く) 自動車教習料 放送受信料 ケーブルテレビ利用料 映画観覧料 サッカー観覧料 プロ野球観覧料 ゴルフ練習料金 ゴルフプレー料金 テニスコート使用料 プール使用料 ボウリ ングゲーム代 フィットネスクラブ使用料 マージャン遊技料</p>
---	---	---	--

<p>遊園地入園料 美術館入館料 競馬場入場料 写真焼付代 ビデ オソフトレンタル料 カラオケルーム使用料 獣医代 インタ ーネット接続料</p>	<p>諸雑費</p> <p>入浴料 エステティック料金 理髪料 パーマネント代 ヘアー カット代 ヘアカラーリング代 電気かみそり 歯ブラシ 化粧 石けん シャンプー 歯磨き ヘアリンズ ヘアカラー ボディ ーソープ 整髪料 ヘアトニック 化粧クリーム 化粧水 アンダーション 口紅 乳液 男子洋傘 通学用かばん ハンド バッグ 旅行用かばん 指輪 腕時計 ハンカチーフ 腕時計修 理代 たばこ 印鑑証明手数料 戸籍抄本手数料 パスポート取 得料 通所介護料 在宅介護料 保育所保育料 振込手数料 傷 害保険料</p>
---	---

秋田県告示第百九十三号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次の
 とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令
 第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

<p>名 称</p>	<p>所在地</p>	<p>指定年月日</p>
<p>アイン薬局由利 本荘店</p>	<p>秋田県由利本荘市岩渕下六十八 二</p>	<p>平成十八年三月六日</p>

秋田県告示第百九十四号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十
 三号)第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書として推奨する。
 平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

<p>推奨番号</p>	<p>図 書 名</p>	<p>発 行 所</p>	<p>推 奨 理 由</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
一〇三九二	裏モノJAPAN 4月号	鉄 人 社	
一〇三九一	ワルの大事典 夜の街編	コアマガジン	
一〇三九〇	実話ナックルズ 4月号	ミリオン出版株式会社	
一〇三八九	パソコンパラダイス 4月号	株式会社メディアック	
一〇三八八	月刊 劇漫スペシャル 4月号	竹 書 房	
一〇三八七	絶対恋愛 Sweet 3月号	笠 倉 出 版 社	
一〇三八六	Lady's Comic Special 4月号	宙 出 版	
一〇三八五	レディースコミック・Taboo(タブー) 4月号	三和出版株式会社	
一〇三八四	レディース・コミック微熱 4月号	セブン新社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百九十五号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十八年三月十七日から施行する。
 平成十八年三月十七日

八	この子はこの子でいいんだ。私は私 でいいんだ	一万年堂出版	今の子どもたちの様々な問題の解決を、母親のサポート、子育て支援」という、これまでにない視点から捉え直した本で、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
---	---------------------------	--------	---

指定番号	題 名	配 給 会 社	指 定 理 由
六四二九	乱交団地妻スワップ同好会	新 東 宝 映 画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四三〇	巨乳妻メイド倶楽部 ご主人様たっぷり出して	新 東 宝 映 画	
六四三一	昭和エロ浪漫 生娘の恥じらい	オーピー映画	
六四三二	義父の愛戯 喪服のとまどい	オーピー映画	
六四三三	マンダレイ	ギャガ・コミュニケーションズ	
六四三四	素敵な片思い	オーピー映画	
六四三五	淫母の性教育 奥までちょうだい!	新 日 本 映 画	
六四三六	叔母と甥 溺れた恥縁	新 日 本 映 画	
六四三七	姉妹 淫乱な愛戯	新 東 宝 映 画	
六四三八	巨乳DOLL わいせつ飼育	オーピー映画	
六四三九	新日本映像ニュース 淫母の性教育 奥までちょうだい!	新 日 本 映 画	

映画

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百九十六号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十八年三月十七日から施行する。
 平成十八年三月十七日

一〇三九三	遊名人(YUMEIJIN) Vol. 9	有限会社アンチ・メデア	
-------	----------------------	-------------	--

六四四〇	新日本映像ニユース 叔母と甥 溺れた 恥縁	新 日 本 映 像
六四四一	馬と後妻と令嬢	オ ー ビ ー 映 画
六四四二	紅薔薇婦人	新 東 宝 映 画
六四四三	美人セールのスレディ 後ろから汚せ	オ ー ビ ー 映 画

秋田県告示第九十七号

きみまち阪県立自然公園の指定(昭和三十九年秋田県告示第二百九十号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

表中「山本郡二ツ井町」を「能代市」に、「大字」を「二ツ井町」に改める。
「山本郡二ツ井町役場」を「能代市役所」に改める。

秋田県告示第九十八号

県立自然公園の区域中特別地域の指定等(平成十六年秋田県告示第六百八十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

表中「山本郡二ツ井町」を「能代市」に、「大字」を「二ツ井町」に改める。
表以外の部分中「山本郡二ツ井町」を「能代市役所」に改める。

秋田県告示第九十九号

県立自然公園の指定(平成十六年秋田県告示第六百七十八号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

表中山本郡八森町の項を削り、山本郡峰浜村の項を次のように改める。

山本郡八峰町	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代	三、九五〇ヘクタ
	西部森林管理署一六四林班から一七三林	一ル

「、山本郡八森町役場」を削り、「山本郡峰浜村役場」を「同郡八峰町役場」に改める。

秋田県告示第二百号

県立自然公園の区域中特別地域等の指定(平成十六年秋田県告示第六百八十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一号の表中山本郡八森町の項を削り、山本郡峰浜村の項を次のように改める。

山本郡八峰町	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代	二、三二三ヘクタ
	西部森林管理署一六四林班から一六八林	一ル
	班まで及び一七〇林班から一七三林班ま	
	での各一部	
	(三)(二) 八森字橋掛の全部	
	八森字雨降場、字上三十釜、字上山内、	
	字鎌台道、字三十釜、字真瀬沢及び字本	
	沢の各一部	
	(四) 峰浜水沢字水沢山の一部	

第一号中「、山本郡八森町役場」を削り、「山本郡峰浜村役場」を「同郡八峰町役場」に改める。

秋田県告示第二百一号

八森・岩館県立自然公園の指定(昭和三十九年秋田県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

「八森・岩館県立自然公園」を「八森岩館県立自然公園」に改める。
 表中「八森町」を「八峰町」に、「字粟坂台」を「八森字粟坂台」に、「字家の上」を「八森字家の上」に改める。
 「山本郡八森町役場」を「山本郡八峰町役場」に改める。

秋田県告示第二百二号

八森岩館県立自然公園の特別地域の指定(昭和五十九年秋田県告示第六十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

表中「八森町」を「八峰町」に、「字粟坂台」を「八森字粟坂台」に、「字鷲長根」を「八森字鷲長根」に改める。

「山本郡八森町役場」を「山本郡八峰町役場」に改める。

秋田県告示第二百三三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホーマック大曲飯田店
 大仙市飯田字屋舗通七十二番一外

二 大仙市長の意見

(一) 住宅地に隣接することから、騒音防止計画に基づき環境基準を厳守するとともに、更に騒音レベルの軽減に努めること。また、騒音及び大気汚染防止の観点から、駐車場内におけるアイドリングストップを徹底すること。

(二) 周辺住宅環境の保全のため、ゴミ保管室等からの異臭防止など、廃棄物処理計画に基づき周辺環境への問題には万全を期すこと。また、敷地内の側溝を含め、排水路の清掃に心がけること。

(三) アクセス路線となっている市道飯田線(都市計画街路)は交通量が多く、また市道日の出町二丁目住吉町二号線は地域住民の生活道路となっているため、交通事故を未然に防ぐ観点から、混雑時には来客者だけでなく地域住民にも適切な誘導を行うこと。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
 意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 大仙市役所 農林商工部 商工観光課
- (二) 縦覧期間
 平成十八年三月十七日から同年四月十七日まで

秋田県告示第二百四号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県産業振興プラザの指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定管理者の住所及び名称
 秋田市山王三丁目一番一号
 財団法人あきた企業活性化センター

二 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第二百五号

平成十八年三月八日秋田赤十字病院労働組合執行委員長大海久善から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 事件

- (一) 増員、労働条件改善及び下請に関すること。
- (二) 賃金及び手当に関すること。
- (三) 福利厚生に関すること。
- (四) その他

二 日時

平成十八年三月二十日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

四 概要
 秋田市上北手猿田字苗代沢二百二十二番地一
 秋田赤十字病院
 救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部または一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第二百六号
 平成十七年秋田県告示第五百十五号の基本測量について、平成十八年三月七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第二百七号
 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、平成十八年度に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の通知の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。
 平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

個人及び決算期の属する月が平成十七年十月から同年十二月までである法人	平成十八年三月二十二日及び同月二十三日
決算期の属する月が平成十八年一月から同年三月までである法人	平成十八年七月六日及び同月七日
決算期の属する月が平成十八年四月から同年六月までである法人	平成十八年十月五日及び同月六日
決算期の属する月が平成十八年七月から同年九月までである法人	平成十八年十二月十四日及び同月十五日

(二) 申請等の方法
 主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課に二の書類を持参して提出すること。

(三) (一)の時期に申請等を行うことができない者又は(二)の方法以外の方法により申請等をする必要があると認められる者に係る申請等の時期及び方法は、建設交通部建設管理課長が別途指定する。

二 申請等に必要書類

(一) 申請書又は請求書

省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書

(二) 添付書類

(1) (一)の申請書又は請求書に記載した完成工事高に係る工事の内訳明細書

(2) 技術職員以外の職員の名簿

(3) 経営状況分析結果通知書の写し（総合評定値の通知の請求をする場合に限り）

三 手数料及びその納付方法

(一) 手数料の額

(1) 経営規模等評価申請手数料の額

八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

(2) 総合評定値通知請求手数料の額

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

(二) 納付方法

申請等をする際、秋田県証紙により納付すること。

四 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の郵送により通知する。

五 経営規模等評価に係る再審査

法第二十七条の二十八及び省令第二十条第二項に規定する者は、(一)及び(二)に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。

(一) 申立ての時期及び方法

(1) 法第二十七条の二十八に規定する者

経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に建設交通部建設管理課に(二)の書類を持参して提出すること。

(2) 省令第二十条第二項に規定する者

同項に規定する評価方法の改正の日から百二十日以内に(二)の地域振興局総務企画部総務経理課に(二)の書類を持参し、又は郵送して提出すること。申立てに必要な書類

(二) 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書
経営規模等評価結果通知書の写し

(3) 総合評定値通知書の写し(総合評定値の通知を受けた場合に限る。)
(4) 再審査の申立てをする理由を証する書類(法第二十七条の二十八の規定により申立てをする場合に限る。)

(三) 再審査の結果の通知

省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書(再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)の郵送により通知する。

六 問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番一号

秋田県建設交通部建設管理課企画・建設業班(電話番号〇一八 八六〇 二四二五)

秋田県告示第二百八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 処分をした年月日

平成十八年三月六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社高橋土木

山本郡山本町外岡字逆川百番地の二

代表取締役 中山 純子

秋田県知事許可(特 一四及び般 一五)七五七二

三 処分の内容

平成十八年三月二十二日から同月二十四日までの間、建設業のすべての営業の停止

四 処分の原因となった事実

株式会社高橋土木が労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)違反の罪で

秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

秋田県告示第二百九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 処分をした年月日

平成十八年三月六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
合資会社齊勇組

山本郡琴丘町鹿渡字町後百六十番地の十

無限責任社員 齊藤 勇 晃

秋田県知事許可(般 一六)二五四〇

三 処分の内容

平成十八年三月二十二日から同月二十四日までの間、建設業のすべての営業の停止

四 処分の原因となった事実

合資会社齊勇組が労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)違反の罪で秋田簡易裁判所から罰金五十万円の略式命令を受けた。
このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

秋田県告示第二百十号

屋外広告物の禁止地域(昭和五十七年秋田県告示第百九十号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。
平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

第一号(三中)「山本郡八森町浜田」を「山本郡八峰町八森字浜田」に改める。

秋田県告示第二百十一号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 大湯川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十七年十一月八日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
鹿角市十和田大湯字湯脇三十一番	土 地	三二五・一三平方メー トル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び鹿角地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十八年一月十二日付け指令由建 一三七八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
秋田市保戸野千代田町二番四十三号
三光不動産株式会社
代表取締役 岩 本 竜 大
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
にかほ市象潟町字上狐森百八十四番一、百八十四番六及び百八十四番七

秋田県告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月十七日

- 一 施行者の名称
横手市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成十二年秋田県告示第四百五十二号横手都市計画道路事業三・五・十六号中の橋通り線
- 三 事業施行期間
平成十二年六月三十日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
変更なし

秋田県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施行者の名称
横手市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成十年秋田県告示第四百八十五号横手都市計画道路事業三・四・五号中央線
- 三 事業施行期間
平成十年七月十七日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
変更なし

秋田県告示第二百十五号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
山本郡八森町字中浜四十三番地四

西 巻 豊 四 郎

秋田県告示第二百十六号
 秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
山本郡八森町字中浜四十三番地四 西巻富子	山本郡八森町字中浜四十三番地四	平成十八年三月十日

公 告

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県営土地改良事業(花輪地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十八年二月二十三日
- 二 県営土地改良事業(芦名沢地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十七年十二月五日
- 三 県営土地改良事業(野口地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十七年十二月五日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、由利本荘市矢島町土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年三月十七日

就任理事の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

- 由利本荘市矢島町立石字山田八十六番地 伊豆秀一
- 荒沢字下針ヶ岡九十九番地 佐藤系悦

平成十八年三月十日県営土地改良事業(北阿気地区担い手育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一條の規定に基づき、公示する。
 平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 五十台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十八年二月十七日
- (三) 落札者の名称及び住所
株式会社渡敬 秋田支店 秋田市卸町三丁目五
落札金額
六百九十八万二千五百円
- (四) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
一般競争入札の公告を行った日
平成十八年一月二十日
- (五) 落札に係る物品の名称及び数量
自動設計製図装置 一式
- (六) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十八年三月三日
- (七) 落札者の名称及び住所
株式会社アイネックス O A 秋田市広面字鍋沼三十七
落札金額
七百七十万七千円

- (六) 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
 - 平成十八年二月三日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十七号

平成十七年十一月二十二日付け秋選管告示第百八十八号により、平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表したが、次のとおり訂正の報告があったので告示する。

平成十八年三月十七日

秋田県選挙管理委員会 秋田県選挙管理委員会 田 中 伸 一

選挙の種類 平成17年9月11日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
1 秋田県第3区

候補者氏名	京 野 きみこ	所属党派	民主党	8月15日から 期間 9月12日まで 第1回分
出納責任者氏名	山 内 洋之助			

収入 (円)

	訂 正 前	訂 正 後
主たる寄附	民主党 10,000,000	京野公子後援会 10,000,000

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄